

大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会
<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>
【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方
TEL/FAX (06) 6338-3908
【郵便口座】00960-9-251431

2017年度 NO. 6 2018. 3. 31

目次

1. 市民運動の現場で考える

2017年、全国には子ども食堂が219か所あるという。会員の阪野さんが大阪市住之江区で子ども食堂を始めたのは2年前。住吉区内の9つの子ども食堂同士が交流、試行錯誤しながらも「継続は力なり」。子どもたちや親たちのくつろぎの場をめざして地域社会と関わり続け、信頼関係が築けた。阪野さんの投稿です。

2. 法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その2）

フードバンク活動が続けるのに、必要なのがヒト・カネ・場所だと思うが、このように社会的価値のある仕事を、人の善意に頼っていてよいはずがない農水省・経産省・消費者庁・環境省などが動き始めているが、前号に続いて法律を味方にする方法を探る

3. コラム アイヌ語の不思議 10 縄文の神様の話

私達日本人は無宗教な人が多いそうだが、八百よろずの神様を拝むのは得意である。初詣や七五三、受験の際の合格祈願など、神社を訪れる機会は案外多いのではないだろうか。神様が同じ場所に「いつもそこにいる」とわかれば、とても気持ちが落ち着く

4. KNI 井上さんの転職記

廃パソコンのリサイクルを手掛けてきたKNIの井上さん転職した。えらい目に何度合ってもへこたれず、夢を持ち続ける井上さんの強みの一端を紹介する。

市民運動の現場で考える

阪野 修

はじめに

この通信の読者になったのは随分昔。感想は失礼ながら「難しくてようわからんわあ」。だが、時々には必死に読むことも。問題意識の原点に、牛乳パック回収運動に参加した時に浴びせられた「それは牛乳メーカーの責任や。間違っただ市民活動をするな」という絆創膏論的批判にどう対応するのかである。この批判は、常にあらゆる分野に妖怪の如き現れ、市民運動を妨害する。腹が立って仕方ない。

今、流行りの子ども食堂を運営している。さすがに『子ども・高齢者・障がい者』と人間を対象にすると露骨な絆創膏論は出現しないが、子ども食堂交流会では市民運動豊富な極一部の人たちのつぶやき「ブームに乗って急増してもすぐ潰れるで」「食事提供だけではダメや、学習支援も」との意見を聴くことがある。この時、理念・目標を高く掲げた「あるべき論」から発想おり、絆創膏論者と同じ匂いを感じる。

が、絆創膏論を「原理主義や」と批判し現場主義から「あるべき論」を対置しても、「どちらが絶対的に正しいか」と言う泥沼にはまる。それより、市民・庶民のあらゆる動きやブームにも社会的背景があり、その価値を多様にキッチリと認め合ったなら、その活動は大きく前進すると確信する。ここは「現場では論より実践」(森住明弘理事長)の言葉を活かし、いくつかの現場での実践報告を行う。

1. 子ども食堂の風景

① 2016年に「子どもの貧困率が6人に1人」とのデータに衝撃が走った。同時に、子ども食堂がマスコミに流れ、あっという間に全国に広まり、昨秋の大阪府作成のMAPでは219か所。その集計から漏れている所や新規開設などもかなりあり、実数はもっと多い。

シニア層の仲間と任意団体設立。場所は大阪市住吉区。駅前の介護事業所の3階。当初から子どもたちとの接点はなく「本当に子どもはくるのか」と不安で、地域の様々な人に挨拶廻りから。区役所では区長・課長らお揃いで「頑張ってください」。多くの人からは好意的な反応。時には「うちの地域には貧困家庭はない。他所でやれ」とのお叱りも。準備段階で貧困家庭の子どもを主な対象とすると誰も来ないだろうと気づき、子ども・子どもと一緒にの父母なら誰でも参加OK。名前も子ども食堂からワイワイ食堂に変更。

月2回・土曜日昼食・メニューは主にカレー。参加費子ども100円・大人300円。雰囲気は「親子サロン」。平均的な参加人数は、子ども10人、大人9人(介護事業所の職員もお金を払って食べて応援)、ボランティア6人位。調理はシニア男性3名で“爺ちゃんのごはん”。行事保険・検便は定期的に。ニュースを発行し、町内会回覧板などで広報。食材は、ふーどばんく OSAKA や野菜卸業者・市民農園から無料で。肉類は購入。財源は、大阪市ボランティア活動振興基金を2年間活用。規模は小さいが安定した運営で、地域の人々に様々な支えてもらっている。大阪市立大学のゼミ生とのワークショップも行った。お母さんたちは、「私ら子どもの時、近所のオバチャンに御飯を食べさせてもらったなあ」と会話が弾む。その体験がベースに「子ども食堂は市民活動でない。庶民の活動だ」と実感する。

交流会に参加すると、当初は戸惑いがあった。ケア付き子ども食堂(選別的福祉論)と共生型子ども食堂(普遍的福祉論)のすれ違いに。参加者の顔ぶれを見ると、市民活動経験者とともに大阪のオバチャンらの庶民も多い。この論争が空中戦とならず、それぞれの実践を踏まえたものとして進行し、「みんな違うや」と言うことが共通認識となる。運営者の

理念だけで決めつけられるものでなく、地域性や人と人の繋がりが反映し、それぞれの子ども食堂の性格は参加する子どもたちが決める。「学習支援こそ」との意見もあるが、「出来る所は大いにやってください。食事提供だけであっても継続することに価値ある」と収斂されていく。

② 其々の子ども食堂に其々の良さはあると踏まえたうえで、我が子ども食堂が「親子サロン風になる」とは想像もしていなかった。でも、「親子サロンでもエエや〜」から「親子サロンだからこそその良さがある」ことに気づく。自らの目線を下げた方が多くの人々との関わりが広がり、新しい価値に出会えることを実感できる。

「うちの子、発達障害なんです。学校と学校のクラブ活動以外にもこの子の居場所を見つけてあげたい」「好き嫌いが多くて」というお母さん。ゆったりとした子ども食堂では、子どもも無理することなく少しずつ変わっていく姿を見せる。「土曜日にご飯を作らなくてもエエから、ゆっくりと遊び相手ができる。気持ちがゆったりする。」と親もほっとする。幼稚園時代の仲良し3人組は、別々の小学校に進んだが時々女子会として利用する。共働き家庭の父娘は「助かるわあ」と言いつつ、家庭と同様にくつろいでいる。食事がすむと、子どもたちは隣の和室でデゴや積木、ゲームなどで喧嘩もせずのんびりと過ごす。親はおしゃべりに夢中に。

子どもも親も、ゆったりできる居場所を求めている。「ご飯をつくらないで済むのは、親を甘やかしている」との批判もあったが、一人の人間が成長する過程で親以外の誰かを頼った、世話になった、甘えたという体験や記憶はとても大切だと考える。その子供が大人になったとき、他人に力を貸したり優しくなるだろう。子育て真っ最中の親たちも、周囲の人たちに甘えたり息抜きすることで、親子の間に余裕が出来るとともに、「お互いさま」の気持ちで他の親子にも接することが出来るだろう。

大阪市の小学校区は、隣接する学校なら自由選択できる。あえて隣の学校を選択した子どもは、学校では「隣の地域の子」地域では「隣の小学校の子」となり、ほっとする居場所が狭くなっているのかと危惧する。他方で、青年の引きこもりや中高生の不登校、子どもの虐待防止、生活困窮者の自立支援、防災等に取り組む人々からは、「地域にこのような居場所が多数あれば、いつか・何らかの方法で利用させていただける」と熱い眼差しを向けていることを最近知り得た。

③ 大阪市住吉区だけでも9カ所。となると「一堂に集まりませんか」となり、区役所・社協を含めて会合を持つ。其々の活動報告からは、違う運営母体でやり方も様々であることが理解できる。卵などの食材や食器のシェアは即出来る。理念を巡る議論や代表選出・規約などは先送りにし、「小さな動きを一緒に進めて信頼関係をまず作ろう」となる。

小学校との関係性が悩むところであった。ある子ども食堂が小学校へ挨拶に行っても「頑張ってください」で終わる。多忙な学校現場では「対応しきれない」ことも現実と受け止め、区役所名・社協名も記載された統一チラシを作成し、区内14の小学校で配布する作戦を実行。子ども食堂側は、経費負担（助成金活用）・チラシ作成・クラス単位の小分け・各学校へ持ち込む。区役所は校長に事前承認をとる。との任務分担でスムーズに進行。また、このチラシは町内会の回覧板等で地域にひろまり、広報の量・質を一挙に向上した。結果、子どもの参加者が急増（前年比2倍）。他所も増えたとの報告を聞く。フードドライブ活動を社協やNPOなどと実施、子どもに関わる主任児童委員やソーシャル・スクール・ワーカーたちとの交流なども想定。同じ区内の大阪市大の教授やゼミ生などとの連携も進むだろう。

④ 子ども食堂運営という2年間の体験から、地域との関わり方を学ぶことが出来た。

まず、運営者が継続的に安定した活動を実施することで、地域の人たちの信頼を得た。我が食堂が町内会連合会に評価されたポイントは、食中毒対策（検便・行事保険・手洗いの奨励・ノロウイルス対応のキッズ完備）であった。「何かやってあげる」との上目線ではなく、継続するための要素を一つずつ固めた結果である。信頼を得ると、地域が私たちを成長させてくれる。

法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その2）

1月号では、食品リサイクル法ではフードバンク取扱物は『発生抑制』と位置づけているが、疑問があることを述べました。その後熟考したらもっと簡潔に言えることがわかったので、今月号ではそこから始めます。

2. 食品リサイクル法のまとめ

農水省によるこの法律の概要では「食品循環資源」、「再生利用」、「再生利用等」の基本三用語を以下のように定義しています。

- ① 「食品循環資源」＝食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となる物。
- ② 「再生利用」＝食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤・油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること。
- ③ 「再生利用等」＝発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥、脱水、発酵、炭化）」。

①を見ると食品循環資源は有用な食品廃棄物であると書かれています。フードバンク取扱物は廃棄物でないと言われていますが、この法律でははっきりと「廃棄物」だが有用な物と定義されているのです。

②の「再生利用」とは飼料・肥料等にすることと定義されているので、常識と一致します。

③の「再生利用等」を見てみると、「再生利用」の他に三用語があり、「熱回収」と「減量」ではないので「発生抑制」にしていることがわかります。

しかしまだ違和感が消えないので、「発生抑制」を調べると、「食べ残し」や「売れ残り」を減らして廃棄する食品を減らすことと定義されています。即ち「発生抑制」とは食べ切ったり、売り切って廃棄する食品を減らす行為と定義されているから「発生抑制」＝食べること、売り切ることなのです！

でも現実には売り切れなかった物が発生してしまいます。フードバンク取扱物はこのうち消費・賞味期限内の物で、切れた物の大半は処理費の安い焼却にまわり、一部が堆肥や炭化物になっているのです。

以上の検討からフードバンク取扱物を「発生抑制」に位置づけるのは必ずしも適切でないことがわかりましたが、この法律はフードバンク活動が全く想定されていなかった平成12年に制定されたからだと思います。農水省が世界的な盛り上がりを見て、適切な対応をするため「再生利用」を「再生利用等」に修正し、この概念の中に「発生抑制」を組み入れてくれたのだと思います。

3. 食品衛生法の続きー「通知」で対応

先月号では食品衛生法では食べ残しや売れ残りを欲しい人に提供することを禁止していないことを紹介しました。それでもお店側が断るのは仮に食中毒が発生してしまうとマスコミにたたかれるからです。現にスーパーは賞味期限内であっても持ち帰った客が、期限が切れてから食べ、食中毒が発生するのを恐れ大半のスーパーはフードバンク側に提供してくれません。

このような法律では対応できない問題に対しては国は『通知』、『指針』、『ガイドライン』、『留意事項』という概念を使って、事業者や国民をよい方向に誘導しようとしています。

食品衛生法関係では消費者庁が平成25年12月18日に「第2回食品ロス削減に関する意見交換会議事録」を、平成29年5月16日に『留意事項』を公表しています。

またほぼ同じ頃の5月9日付けで、農水省と経産省は連名で「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて『通知』を出しています。内容はごく常識的なことですが、特に事業者側はこのような“お墨付き”を示さないと炎上する人に対応しがたいからだと思います。

- ① 事業者から提供を受けた人から食中毒が発生した場合、事業者には責任がないとは言い切れない。
 - ② 魚介類調理品については調理後2時間以内に食すること。
 - ③ 学校給食の残食については「衛生上の見地から禁止することが望ましい。」という「通知」を出している。
 - ④ 持ち帰り運動に協力するか否かは事業者の裁量である。協力事業者は、客の責任で持ち帰ることを明確にするため「自己責任説明カード」を作成したり、持ち帰ってもよい食品の事例を明らかにする等の措置を執ること。
 - ⑤ 具体的措置に関しては、保健所と必要十分な話し合いをして進めること。
-
- ④ 一般消費者には、行動規範、ガイドライン等としてまとめ、消費・賞味期限の意味などを周知徹底すること。
 - ⑤ 飲料及び賞味期限180日以上菓子について、納品期限を賞味期限の1/2残し以下に緩和すること。

(森住明弘記)

コラム アイヌ語の不思議 10 文の神様の話

加藤昌彦

「加藤さんはお金持ちにはならないけど、お金に困らないよ」。人から昔、そう言われたことがあります。それは当たりました。70歳を過ぎた今でも自宅を持っていないし、散髪も退職前から自分でしていて、低空飛行を続けています。おかげで、貧乏神と格闘する苦勞もせず、豪華な生活から一転、奈落へ墜ちた人生にも無縁な世界にいます。

神様は昔から、さまざまな人間の願いを受け止めてくれています。神様の中には歯の神様、疱瘡の神様、腰の神様、そしてお酒の神様、学生には落第を止めてくれる神様、若い人には縁結びの神様、そして縁切りの神様、とにかく人間の期待に神様は忙しいようです。

そういう神様のなかでも、縄文時代から連綿と同じ場所で、人々の願いに応えている神様がいます。今回はそういう神様のお話です。

大阪府高槻市を流れる芥川は、清流の綺麗なことで有名です。この芥川、漢字の意味からすると塵芥となります。不思議なことです。この芥川とその支流の合流点に、式内社の阿久刀神社があります。芥川はこの阿久刀に因むものと思われます。日本民俗学の父である柳田国男先生はアクトとアクトは阿久津・坏・阿久戸・悪戸・明津などと表されているが、いずれも地名の起原は古く、「水害頻繁にかつおおむね卑湿」の地であると記されています。アイヌ語地名の大先輩・山田秀三先生は、『北海道の地名』（1984年 北海道新聞社刊 390頁）の中で、「（登別温泉には）ア・ク・ナイ（我ら・飲む・川）という処が二カ所あった。そこの水が飲める水であったからの名である」と書かれています。

この高槻市の阿久刀は、a-ku-to 我ら・飲む・沼と思われます。神社は飲み水に感謝する縄文人の祭祀場であったと推測します。“to”はアイヌ語で海や湖や池を表します。京都の先斗町 pon-to は小さい池の意味です。昔の地図を見ると小さな池があります。

奈良県の明日香村の南の山地に、飛鳥川上坐宇須多岐比売命神社があります。神社の名前の中では一番長く、川地名も神名も入っている珍しい名前です。この神社は式内社です。古い神社です。この神社には神殿がなく、拝殿奥にある神山が御神体です。自然を神体とし、建造物をもたなかった縄文時代の祭祀場の姿を表しています。

さらに、この神様の名前の付け方は、アイヌの人々が神様を名付ける方法とそっくりです。アイヌの人々は、どこそこの川のどこ（上・中・下）にいらっしやる神様という形で、特定します。例えば、藤村久和先生が執筆された『民族調査報告書・総集編』（北海道開拓記念館研究報告第2号 1975年刊 32頁）の中には、ワッカウシカムイ<wakka-us-kamuy=水辺に—いつもいらっしやる—神>、モペツン・カムイ<mopet-un-kamuy 門別川に—いらっしやる—神>、などを挙げられています。またパンケ、ペンケという川下・川上という名詞があります。歌志内市にはペンケウタシナイ川があります。これを解すると、「川上の・砂浜を・流れる・川」となります。このような形で、神が存在する川と、「いらっしやる」という言葉を添えた名前が命名法となっています。

飛鳥川上坐宇須多岐比売命神社にも「宇須」「usi: いつもそこにいる」が含まれています。北海道と奈良、遠くはなれていますが、同じネーミングです。

KN I 井上さんの転職記

廃パソコンをめぐる状況

当会の会員の井上さんは、奈良県で使用済みパソコンを解体する KN I というリサイクル工場を経営し、障がい者や高齢者の雇用促進に貢献しておられましたが、2016 年倒産しました。廃パソコンが期待したほど入らなくなったからです。企業や行政のパソコンの大半はリース契約なので入れ替えるときにはリース業者が持ち帰り、関連のリサイクル業者に渡してしまうからです。それでも心ある企業が提供してくれていましたが、それだけでは採算が合わなかったのです。それで 1 年余り関連の企業に転職していたのですが、会社の期待に応えることができず辞めることになりました。

そこで知人に相談したところ、物流会社を紹介してくれました。

「この会社では、3R 事業を立ち上げ、3R のモデルを模索している。」という話を聞いて、「扱い品目 3 品目（金属・ガラスくず及び陶磁器くず・廃プラ）では利益につながらない。電気・通信施設から排出される、都市鉱山メタルや銅線等の鉄よりも値段が高い金属を扱うことができると採算ベースに乗せやすいが、これら施設から出る廃棄物もビル等の建築系の廃棄物と同様「建廃」と言われ、扱える資格を取る必要がある。」とアドバイスしたところ、それに詳しいのならその業務を担ってほしいとのことで、この物流会社に就職することになりました。

また 4 月 5 日付けの日経新聞に雑品スクラップ（鉄スクラップに家電や OA 機器などの非鉄金属や樹脂がまざったもの）の記事が載っていました。中国の環境規制が強まり輸出量が激減し価格も下落しており、これを受けてこの 4 月から改正廃棄物処理法が施行され、雑品スクラップの管理が強化されるというのです。

スクラップ系の中間処理業界は廃掃法を知らない

「国内で解体して売る」のと「解体しないでそのまま輸出する」では、人件費を掛けない方が利益を生みます。井上さんは、「都市鉱山と言って、通信機器のレアメタルが高く売れるといわれているが、国内で分解するのは人件費がかかり過ぎるし、ランケーブルには細い銅線しか入っていない。果たして『見える化』と行ってきれいごとでリサイクルは進んでいくのか疑問だ。」と実情を話してくれました。また、「中間処理業者が『持って帰ってほしい』と言われて『ただで回収する』というのは、善意でやっても廃掃法違反になり、メーカーから切られてしまう。メーカーは必ず免許を持った廃棄物処理業者に渡さなければならない。」と廃掃法を知らなければ仕事を失いかねない世界だそうです。

井上さんの強みと今後の展望

この仕事を続けている中で、井上さんは廃掃法に詳しくなり、中間処理業者向けに「廃棄物処理の Q&A 集」を作って勉強会を開き、お客さんに喜んでもらったことがあります。廃掃法が改正された今、まさに井上さんのように廃掃法に詳しい人材が IT 業界にも求められています。

井上さんの強みは、IT 業界に人脈が多いこと、人のつながりを大事にし、保つ努力をしていることと廃掃法に詳しいことです。そのおかげで今回も転職の縁が生まれました。

これまでも障がい者や高齢者を雇用して、やりがいがあって給料も保証される職場作り

を目指してこられました。今後、目標とするところは、社会に役立つ仕事を、定年を迎えたが人脈も技術力もある人や精神障がい者が中古パソコンにソフトを入れるなどの仕事ができる場所を提供する事だと、つらい目にあってもなおかつ弱い立場の人たちに寄り添い社会貢献をしたいと、高邁な精神をお持ちです。何度も這い上がって来られた井上さんですから、きっと社会に信頼され、夢の実現に向けて着実に歩んで行かれると思います。

(水川晶子記)